

令和7年度 区役所 DX 推進事業に係る住之江区役所庁舎から排出する産業廃棄物（粗大ごみ等）収集・運搬及び処理業務委託（概算契約）仕様書

1 目的

本業務は受託者が、大阪市住之江区役所（以下「委託者」という）の指示する住之江区役所の廃棄物保管場所から産業廃棄物の収集・運搬及び処理を行うものである。なお、業務を行うにあたり次の事項を十分に留意すること。

2 必要な許可等

受託者は、大阪府知事もしくは大阪市長及び処分地の自治体が認可する産業廃棄物収集運搬業許可証及び処分地を管轄する自治体の産業廃棄物処分業許可証を取得していなければならない。また、許可証には産業廃棄物の種類に、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス及び陶磁器くずを登録していなければならない。

3 予定数量【収集運搬・処理予定数量】（概数）

産業廃棄物の収集運搬・処分数量 2,700kg

【参考】 予定廃棄物

事務机 幅 110 cm × 奥行 70 cm × 高さ 70 cm 総量 29 台

脇机 幅 40 cm × 奥行 70 cm × 高さ 70 cm 総量 29 台

事務椅子 幅 53 cm × 奥行 60 cm × 高さ 83 cm 総量 25 脚

ラテラル 幅 90 cm × 奥行 40 cm × 高さ 90 cm 総量 4 台

※あくまでも予定量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがあり、収集運搬・処分を確約したものではない。

実際の数量については、事前に確認の上、適切な人員配置を行うこと。

4 履行期限

令和7年12月12日

5 作業について

（1） 産業廃棄物の収集方法

コンテナを令和7年11月14日（金）13:00 までに区役所北側（別紙1のとおり）に設置すること。また、その後のコンテナの入替等は、その都度委託者と調整を行うこと。

（2） 廃棄物搬入期間

住之江区役所職員が令和7年11月14日（金）13:00 から同年11月15日（土）13:00 までに廃棄物収集予定場所へ搬入する。

（3） 回収日

廃棄物の回収について、令和7年11月16日（日）17:30 までに随時行うこと。

（4） 廃棄物の状態

什器等が組み立てたままの状態のものを含むので、必要に応じて解体すること。

(5) 作業時間

委託者と調整の上決定すること。

6 収集計画の作成

受託者は契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせを行い、その指示に従い収集日、収集時間、使用車両・機材等を決定し、収集計画書（様式不問）を提出すること。

7 業務内容

(1) 収集場所

- ・住之江区役所（大阪市住之江区御崎3-1-17）北側
【別紙1】のとおり

(2) 収集時間

原則午前9時から指定する時間までとする。

(3) 収集方法

上記の収集場所から産業廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することのないよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。なお、計量には住之江区役所職員が立ち会うこととする。

(4) 処理方法

収集した産業廃棄物は「廃棄物処理法」に定める産業廃棄物処分業の許可（必要とする品目を有していること）を受けた施設において処分すること。なお、分別して排出するガラスくず（空き瓶）、木くず、金属くず、廃プラスチックについては可能な限り再生利用に努めること。

(5) 業務報告書

受託者は、処理場へごみ搬入後直ちに、作業の実施状況を記載した業務実施報告書【別紙2】を作成し、委託者に提出をすること。

(6) 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

ア 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

イ 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受

けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、委託者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

ウ 受託者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を委託者へ提示すること。

エ 受託者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

(7) 運搬車両について

ア 本業務に使用する車両については、別添「車両使用に係る特記仕様書」に適合するものを使用すること。

イ 産業廃棄物の飛散、落下を防止するため荷台の内法の高さが十分あり、荷台全面を覆うコボレーン等を装備した車両を使用すること。

ウ 使用する車両は、道路運送車両の保安基準に適合するものであることとし、コンパネや鋼板等であおりを高くさせたものやコボレーン等が荷台内側に傾かない構造にしたものは使用しないこと。

エ 受託者は、業務従事者に、急停車・急発進・急ハンドル等の無い安全かつ丁寧な運転を心がけるよう指導するとともに、環境への負荷が少なくなるよう考慮した運転等に努めるよう的確な指導を行い、実施させること。

(8) 留意・禁止事項

ア 受託者は、本委託業務着手までに、本仕様書「2 必要な許可等」に定める許可に関する許可証（写し。ただし、契約期間において有効のもの。）を提出すること。

また、契約期間内に許可の有効期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証（写し）を提出すること。

イ 本業務の履行にあたっては、産業廃棄物の積替え・保管を行ってはならない。

ウ 受託者は、本仕様書の産業廃棄物収集搬出・処理業務委託を他人に再委託してはならない。また、本仕様書上の義務を第三者に継承させてはならない。

エ 受託者は、収集作業に際しては通行車両、通行者の安全を確保するとともに、近隣住民に不安・不快感を与えないよう最新の注意を払うこと。

オ 受託者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受託者の責任により誠意をもって解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに委託者に連絡し、指示に従うこと。

8 法令の遵守等について

受託者は本業務の履行にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか、「道路運送車両法」、「道路交通法」、「大阪府条例」その他関係法令等を遵守し、適正に処理するものとし、その法令等に違反した業務により委託者及び第三者に損害が発生した場合は受託者の責任において損害を賠償すること。また、大阪市暴力団排除条例（別紙特記仕様書添付）についても遵守する

こと。

9 契約金額及び支払い方法

本業務にかかる契約は概算契約で行うものとする。また、支払額については、実履行数量（kg）に概算契約の内訳明細【別紙3】に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

10 その他

- （1）この契約に定めのない事項が生じたときは、関係法令に従い、その都度誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。
- （2）契約書及び仕様書記載事項において疑義がある場合は、事前に下記の担当者まで内容を問い合わせ確認しておくこと。契約後の疑義は本市の解釈とする。
- （3）見積書提出時に、概算契約の内訳明細【別紙3】をあわせて提出すること。
- （4）職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること（別紙特記仕様書添付）
- （5）回収作業については、事故が起こらないよう、十分に安全対策をした上で実施すること。

11 本市担当者

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所総務課（総務） 担当：泰中・宮本

電話：06-6682-9625 FAX：06-6686-2040

庁舎平面図
住之江区役所

別紙1



西門

東門



正門

業務実施報告書（例示）

大阪市住之江区役所 様

〇〇会社
報告者名

	住之江区役所 《産業廃棄物》
回収年月日	
運転手名	
作業員名	
不要物品（kg）	

※本報告書の様式は自由とするが、最低限上記の項目は網羅すること。

概算契約の内訳明細

別紙 3

種別	数量 単位：k g	単価 単位：円／k g	金額 (数量×単価) 単位：円
廃プラスチック類（全 般）・木くず・金属く ず・ガラスくず等	2，700		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額（10％）			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 14 第 9 項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

※ 「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

(不適正な契約事案の再発防止対策)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに住之江区役所総務課(コンプライアンス担当：06-6682-9625)に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：事業者)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約を結ぶことはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約を結ぶことはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること